



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 27 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第28号)

1 規則の概要

- (1) 給料表を改正することとした。(別表第1関係)
- (2) 給料表の改正に伴い、初任給基準を改正することとした。(別表第2関係)
- (3) 昇給制度及び昇格制度を改正することとした。(第3条・別表第2の2関係)
- (4) 組織改正に伴い、支給対象となる勤務箇所を改正することとした。(別表第3・別表第5関係)
- (5) 給料の調整額の調整基本額表を改正することとした。(第3条の3・別表第4関係)
- (6) 変則勤務手当を廃止することとした。(別表第5関係)
- (7) 給料の切替えに伴い、経過措置を置くこととした。(附則第7項 - 附則第9項関係)
- (8) 給料の調整額の改正に伴い、経過措置を置くこととした。(附則第10項・附則第11項関係)
- (9) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第28号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

第3条の見出し中「昇給」を「昇給等」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 職員の昇給は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例により定める日(以下「昇給日」という。)に、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として一般職員の例により決定するものとする。

第 3 条に次の 3 項を加える。

- 5 57歳以上の職員で57歳に達した日の翌日以後の最初の 4 月 1 日以後に在職するものに関する前項の規定の適用については、同項中「 4 号給」とあるのは、「 2 号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 2 の 2 に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第 3 条の 3 第 1 項中「左欄」を「勤務箇所欄」に改め、同条第 2 項中「級」の次に「及び号給」を加える。

第 5 条中「職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）」を「一般職員」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	131,500	157,000
	2	132,500	158,800
	3	133,500	160,600
	4	134,500	162,400
	5	135,600	164,200
	6	136,800	165,900
	7	138,000	167,600
	8	139,200	169,300
	9	140,300	170,900
	10	141,500	172,300
	11	142,700	173,700
	12	143,900	175,100
	13	145,100	176,600
	14	146,600	178,000
	15	148,100	179,400
	16	149,600	180,800
	17	151,000	182,100
	18	152,500	183,300
	19	154,000	184,500
	20	155,500	185,700
	21	157,000	186,800
	22	158,800	188,200

23	160,600	189,600
24	162,400	190,900
25	164,200	192,200
26	165,900	193,600
27	167,600	195,000
28	169,300	196,300
29	170,900	197,600
30	172,300	198,800
31	173,700	200,000
32	175,100	201,200
33	176,600	202,400
34	178,000	203,800
35	179,400	205,200
36	180,800	206,600
37	182,100	208,000
38	183,300	209,500
39	184,500	211,000
40	185,700	212,400
41	186,800	213,800
42	188,200	215,400
43	189,600	217,000
44	190,900	218,600
45	192,200	220,200
46	193,600	221,700
47	195,000	223,200
48	196,300	224,700
49	197,600	226,200
50	198,800	227,900
51	200,000	229,600
52	201,200	231,300
53	202,400	233,000
54	203,800	235,000
55	205,200	237,000
56	206,600	238,900

	57	208,000	240,800
	58	209,500	243,000
	59	211,000	245,200
	60	212,400	247,400
	61	213,800	249,600
	62	215,400	251,700
	63	217,000	253,800
	64	218,600	255,900
	65	220,200	258,000
	66	221,700	259,300
	67	223,200	260,500
	68	224,700	261,700
	69	226,200	262,900
	70	227,900	264,900
	71	229,600	266,800
	72	231,300	268,700
	73	233,000	270,600
	74	235,000	272,100
	75	237,000	273,600
	76	238,900	275,100
	77	240,800	276,500
	78	243,000	277,500
	79	245,200	278,500
	80	247,400	279,500
	81	249,600	280,500
	82	251,700	282,400
	83	253,800	284,300
	84	255,900	286,200
再任用職員以外の職員	85	258,000	288,000
	86	259,300	290,200
	87	260,500	292,300
	88	261,700	294,400
	89	262,900	296,500
	90	264,600	299,100

91	266,300	301,700
92	268,000	304,200
93	269,600	306,700
94	270,800	308,400
95	272,000	310,100
96	273,200	311,800
97	274,500	313,400
98	275,300	315,100
99	276,100	316,800
100	276,800	318,500
101	277,500	320,000
102	278,500	321,500
103	279,500	323,000
104	280,400	324,500
105	281,300	326,100
106	282,400	327,600
107	283,500	329,100
108	284,600	330,600
109	285,500	332,200
110	286,600	334,500
111	287,700	336,800
112	288,800	339,100
113	289,700	341,300
114	290,700	343,300
115	291,700	345,300
116	292,700	347,300
117	293,600	349,200
118	294,600	351,100
119	295,600	353,000
120	296,600	354,900
121	297,400	356,800
122	298,300	358,400
123	299,200	360,000
124	300,100	361,600

125	363,300
126	364,500
127	365,700
128	366,900
129	367,900
130	369,000
131	370,100
132	371,200
133	372,100
134	372,800
135	373,500
136	374,200
137	374,800
138	375,200
139	375,600
140	376,000
141	376,400
142	376,800
143	377,200
144	377,600
145	378,000
146	378,400
147	378,800
148	379,200
149	379,600
150	380,000
151	380,400
152	380,800
153	381,200
154	381,800
155	382,400
156	383,000
157	383,700
158	384,300

	159		384,900
	160		385,500
	161		386,200
	162		386,800
	163		387,400
	164		388,000
	165		388,700
	166		389,300
	167		389,900
	168		390,500
	169		391,200
再任用職員		204,200	226,400

別表第 1 の 2 の 1 級の項中「、指導技術員」及び「、応接員」を削り、同表 2 級の項中「主任運転技師」の次に「、施設管理技師長」を加え、「、主任指導技術員」及び「、主任応接員」を削る。

別表第 2 の表中 「

1 級 6 号給
1 級 5 号給
1 級 2 号給

 を 「

1 級17号給
1 級13号給
1 級 1 号給

 に改め、同表の備考第 3 号中「数）」の次に「に 4 を乗じて得た

数」を加える。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 2 (第 3 条関係)

昇 格 時 号 給 対 応 表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給
	2 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2

15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44

57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86

99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93
106	93
107	94
108	94
109	95
110	95
111	96
112	96
113	97
114	97
115	98
116	98
117	99
118	99
119	100
120	100
121	101
122	102
123	103
124	104

別表第 3 中 「

さ ざ な み 学 園	1.5
こ く ぶ 学 園	
わ か た け 学 園	
身体障害者授産センター	

」 を 「

わ か た け 学 園	1.5
-------------	-----

」 に改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4 (第 3 条の 3 関係)

給 料 の 調 整 額 の 調 整 基 本 額 表

職務の級	号 給	調 整 基 本 額
1 級	1 号給	5,917円
	2 号給	5,962円
	3 号給	6,007円
	4 号給	6,052円
	5 号給	6,102円
	6 号給	6,156円

	7号給	6,210円
	8号給	6,264円
	9号給	6,313円
	10号給	6,367円
	11号給	6,421円
	12号給	6,475円
	13号給	6,529円
	14号給	6,597円
	15号給	6,664円
	16号給	6,732円
	17号給	6,795円
	18号給から124号給まで	6,800円
2 級	1号給	7,065円
	2号給	7,146円
	3号給	7,227円
	4号給	7,308円
	5号給	7,389円
	6号給	7,465円
	7号給	7,542円
	8号給	7,618円
	9号給	7,690円
	10号給	7,753円
	11号給	7,816円
	12号給	7,879円
	13号給	7,947円
	14号給	8,010円
	15号給	8,073円
	16号給	8,136円
	17号給	8,194円
	18号給	8,248円
	19号給	8,302円
	20号給	8,356円
	21号給	8,406円
	22号給	8,469円
	23号給	8,532円
	24号給	8,590円
25号給	8,649円	
26号給	8,712円	
27号給	8,775円	
28号給	8,833円	
29号給	8,892円	
30号給	8,946円	

31号給	9,000円
32号給	9,054円
33号給	9,108円
34号給	9,171円
35号給	9,234円
36号給	9,297円
37号給	9,360円
38号給	9,427円
39号給	9,495円
40号給	9,558円
41号給から169号給まで	9,600円

別表第 5 犬、猫捕獲処分等作業従事手当の項支給要件の欄の(2)中「隠岐支庁土木建築局」を「隠岐支庁県土整備局」に、「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改め、同表変則勤務手当の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 施行日の前日において技能労務職員の給与に関する規則（以下「技労規則」という。）別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例による期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額等の切替え)

- 4 施行日の前日において技労規則別表第 1 の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給は、新級における最高の号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規則による改正前の技労規則（以下「改正前の技労規則」という。）又は附則第 13 項の規定による改正前の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成15年島根県規則第33号）附則第 2 項若しくは第 3 項及びこれらに基づく一般職員の例により定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 施行日の前日から引き続き技労規則別表第 1 の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（一般職員の例による職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、一般職員の例により、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 前 2 項の規定による給料を支給される職員に関するこの規則による改正後の技労規則（以下「改正後の技労規則」という。）第 5 条の規定により例によることとされている給与条例第 7 条第 2 項及び第 15 条の 5 第 5 項（給与条例第 15 条の 8 第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第 7 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年島根県規則第 28 号。以下「平成 18 年改正技労規則」という。）附則第 7 項又は第 8 項の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第 15 条の 5 第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 18 年改正技労規則附則第 7 項又は第 8 項の規定による給料の額との合計額」と読み替えるものとする。

（給料の調整額に関する経過措置）

10 技労規則第 3 条の 3 の規定により給料の調整を行う職を占める職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の技労規則第 3 条の 3 第 2 項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間に関する条例（昭和 27 年島根県条例第 9 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

(1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 100 分の 100

(2) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

(3) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 50

(4) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

11 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日から引き続き給料の調整額適用職員（第 3 号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に改正前の技労規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の技労規則第 3 条の 3 第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあっては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の技労規則第 3 条の 3 第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ ア以外で一般職員の例による場合

（雑則）

12 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な措置については、一般職員の例による。

（技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

13 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 15 年島根県規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項並びに附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

(技能労務職員の給与の特例に関する規則の一部改正)

14 技能労務職員の給与の特例に関する規則(平成15年島根県規則第34号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 2 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年島根県規則第28号。以下「平成18年改正技労規則」という。)附則第 7 項又は第 8 項の規定による給料を支給される職員に関する本則の規定の適用については、本則中「の給料月額」とあるのは「の給料月額と平成18年改正技労規則附則第 7 項又は第 8 項の規定による給料の額との合計額」と、「除く。)の算出の基礎となる給料月額」とあるのは「除く。)の算出の基礎となる給料月額と平成18年改正技労規則附則第 7 項又は第 8 項の規定による給料の額との合計額」とする。

附則別表第 1

職 務 の 級 の 切 替 表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級

附則別表第 2

号 給 の 切 替 表

旧号給	旧 級		
	経過期間	1 級	2 級
1	3 月未満		1
	3 月以上 6 月未満		2
	6 月以上 9 月未満		3
	9 月以上12月未満		4
	12月以上		5
2	3 月未満	1	5
	3 月以上 6 月未満	2	6
	6 月以上 9 月未満	3	7
	9 月以上12月未満	4	8
	12月以上	5	9
3	3 月未満	5	9
	3 月以上 6 月未満	6	10
	6 月以上 9 月未満	7	11
	9 月以上12月未満	8	12
	12月以上	9	13
4	3 月未満	9	13
	3 月以上 6 月未満	10	14
	6 月以上 9 月未満	11	15
	9 月以上12月未満	12	16
	12月以上	13	17
5	3 月未満	13	17
	3 月以上 6 月未満	14	18
	6 月以上 9 月未満	15	19
	9 月以上12月未満	16	20

	12月以上	17	21
6	3月未満	17	21
	3月以上6月未満	18	22
	6月以上9月未満	19	23
	9月以上12月未満	20	24
	12月以上	21	25
7	3月未満	21	25
	3月以上6月未満	22	26
	6月以上9月未満	23	27
	9月以上12月未満	24	28
	12月以上	25	29
8	3月未満	25	29
	3月以上6月未満	26	30
	6月以上9月未満	27	31
	9月以上12月未満	28	32
	12月以上	29	33
9	3月未満	29	33
	3月以上6月未満	30	34
	6月以上9月未満	31	35
	9月以上12月未満	32	36
	12月以上	33	37
10	3月未満	33	37
	3月以上6月未満	34	38
	6月以上9月未満	35	39
	9月以上12月未満	36	40
	12月以上	37	41
11	3月未満	37	41
	3月以上6月未満	38	42
	6月以上9月未満	39	43
	9月以上12月未満	40	44
	12月以上	41	45
12	3月未満	41	45
	3月以上6月未満	42	46
	6月以上9月未満	43	47
	9月以上12月未満	44	48
	12月以上	45	49
13	3月未満	45	49
	3月以上6月未満	46	50
	6月以上9月未満	47	51
	9月以上12月未満	48	52
	12月以上	49	53
	3月未満	49	53

14	3 月以上 6 月未満	50	54
	6 月以上 9 月未満	51	55
	9 月以上12月未満	52	56
	12月以上	53	57
15	3 月未満	53	57
	3 月以上 6 月未満	54	58
	6 月以上 9 月未満	55	59
	9 月以上12月未満	56	60
	12月以上	57	61
16	3 月未満	57	61
	3 月以上 6 月未満	58	62
	6 月以上 9 月未満	59	63
	9 月以上12月未満	60	64
	12月以上	61	65
17	3 月未満	61	65
	3 月以上 6 月未満	62	66
	6 月以上 9 月未満	63	67
	9 月以上12月未満	64	68
	12月以上	65	69
18	3 月未満	65	69
	3 月以上 6 月未満	66	70
	6 月以上 9 月未満	67	71
	9 月以上12月未満	68	72
	12月以上	69	73
19	3 月未満	69	73
	3 月以上 6 月未満	70	74
	6 月以上 9 月未満	71	75
	9 月以上12月未満	72	76
	12月以上	73	77
20	3 月未満	73	77
	3 月以上 6 月未満	74	78
	6 月以上 9 月未満	75	79
	9 月以上12月未満	76	80
	12月以上	77	81
21	3 月未満	77	81
	3 月以上 6 月未満	78	82
	6 月以上 9 月未満	79	83
	9 月以上12月未満	80	84
	12月以上	81	85
22	3 月未満	81	85
	3 月以上 6 月未満	82	86
	6 月以上 9 月未満	83	87

	9月以上12月未満	84	88
	12月以上	85	89
23	3月未満	85	89
	3月以上6月未満	86	90
	6月以上9月未満	87	91
	9月以上12月未満	88	92
	12月以上	89	93
	24	3月未満	89
3月以上6月未満		90	94
6月以上9月未満		91	95
9月以上12月未満		92	96
12月以上		93	97
25	3月未満	93	97
	3月以上6月未満	94	98
	6月以上9月未満	95	99
	9月以上12月未満	96	100
	12月以上	97	101
26	3月未満	97	101
	3月以上6月未満	98	102
	6月以上9月未満	99	103
	9月以上12月未満	100	104
	12月以上	101	105
27	3月未満	101	105
	3月以上6月未満	102	106
	6月以上9月未満	103	107
	9月以上12月未満	104	108
	12月以上	105	109
28	3月未満	105	109
	3月以上6月未満	106	110
	6月以上9月未満	107	111
	9月以上12月未満	108	112
	12月以上	109	113
29	3月未満	109	113
	3月以上6月未満	110	114
	6月以上9月未満	111	115
	9月以上12月未満	112	116
	12月以上	113	117
30	3月未満	113	117
	3月以上6月未満	114	118
	6月以上9月未満	115	119
	9月以上12月未満	116	120
	12月以上	117	121

31	3 月未満	117	121
	3 月以上 6 月未満	118	122
	6 月以上 9 月未満	119	123
	9 月以上12月未満	120	124
	12月以上	121	125
32	3 月未満	121	125
	3 月以上 6 月未満	122	126
	6 月以上 9 月未満	123	127
	9 月以上12月未満	124	128
	12月以上	124	129
33	3 月未満		129
	3 月以上 6 月未満		130
	6 月以上 9 月未満		131
	9 月以上12月未満		132
	12月以上		133
34	3 月未満		133
	3 月以上 6 月未満		134
	6 月以上 9 月未満		135
	9 月以上12月未満		136
	12月以上		137
35	3 月未満		137
	3 月以上 6 月未満		138
	6 月以上 9 月未満		139
	9 月以上12月未満		140
	12月以上		141
36	3 月未満		141
	3 月以上 6 月未満		142
	6 月以上 9 月未満		143
	9 月以上12月未満		144
	12月以上		145
37	3 月未満		145
	3 月以上 6 月未満		146
	6 月以上 9 月未満		147
	9 月以上12月未満		148
	12月以上		149
38	3 月未満		149
	3 月以上 6 月未満		150
	6 月以上 9 月未満		151
	9 月以上12月未満		152
	12月以上		153
	3 月未満		153
	3 月以上 6 月未満		154

39	6 月以上 9 月未満		155
	9 月以上12月未満		156
	12月以上		157
40	3 月未満		157
	3 月以上 6 月未満		158
	6 月以上 9 月未満		159
	9 月以上12月未満		160
	12月以上		161
41	3 月未満		161
	3 月以上 6 月未満		162
	6 月以上 9 月未満		163
	9 月以上12月未満		164
	12月以上		165
42	3 月未満		165
	3 月以上 6 月未満		166
	6 月以上 9 月未満		167
	9 月以上12月未満		168
	12月以上		169

